

都民安全推進本部 都民の声窓口に寄せられた都民の声（平成31年4月分）

◆受付件数と区分

（単位：件）

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	11	1	5	3	12	0	32

※上記区分の定義

提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例（平成31年4月分）

▶ （都民の声）

自宅に防犯カメラを設置すると補助してくれますか。

（対応）

東京都では、町会や自治会が単独で、又は他の地域団体と連携して行う見守り活動に必要な防犯カメラについて、区市町村を通じて費用の一部を補助しています。個人宅への防犯カメラ設置については補助しておりません。

▶ （都民の声）

「外国人労働者雇用マニュアル」に書いてある資格外活動について聞きたい。ワーキングホリデーのため在留資格「特定活動」で日本にいる外国人は、週28時間しか働くことはできないのですか。

（対応）

在留資格「特定活動」で日本に滞在する外国人のうち週28時間しか働くことができないのは、マニュアル14頁にあるとおり、就職活動中の方やそのご家族の方です。ワーキングホリデーの方は、マニュアル7頁にある「指定書」をお持ちであり、この指定書に就労活動の内容が書いてありますので、そちらをご確認ください。

参考：「外国人労働者雇用マニュアル」については、以下のURLからご参照ください。

<http://www.tomin-anken.metro.tokyo.jp/about/pdf/poster-leafret/29manual.pdf>

▶ （都民の声）

広報東京都4月号に掲載されている自転車安全利用五則に、スマホのながら運転を加えるべきである。

（対応）

自転車安全利用五則は、平成19年に国の交通対策本部（本部長：内閣府特命担当大臣）で決定されたものです。

いわゆるスマホのながら運転につきましては、道路交通法第71条及び東京都道路交通規則第8条で禁止されており、東京都では、リーフレットやホームページ、交通安全教室を通じて啓発に努めています。

都では、社会全体で自転車の安全利用を推進することを目的に、毎年5月を「自転車安全利用 TOKYO キャンペーン」期間とし、交通ルール・マナーを都民の方に周知し実践していただくため、区市町村、警察及び関係団体と連携して、様々なイベントの場で、運転中のスマートフォンの利用はやめるよう周知しています。

今後もこうしたイベントなど様々な機会を通じて、自転車の安全利用の啓発に努めてまいります。

参考：「自転車安全利用 TOKYO キャンペーン」については、以下の URL からご参照ください。

<http://www.tomin-anken.metro.tokyo.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/anzennriyou-sokushin/jitensha-ankenriyou1/index.html>